

# 日本放射線公衆安全学会 選挙管理規定

平成 16 年 10 月 2 日制定・施行

平成 18 年 10 月 25 日改定

平成 26 年 9 月 1 日改定

## (総則)

第 1 条 この規定は、本学会則第 5 条に基づく役員  
の選出について必要な事項を定める。

## (選挙管理委員会の設置)

第 2 条 役員を選出するために理事会の承認を得て、  
選挙管理委員会を設置する。

## (委員の選出)

第 3 条 選挙管理委員会は、本学会則第 4 条に定め  
る会員より 3 名の委員を選出して構成し、委  
員長は互選とする。

2. ただし、役員およびその選挙の候補者は選  
挙管理委員を行うことはできない。

## (委員会の業務)

第 4 条

- 1) 選挙の告示
- 2) 役員候補者届の受理、資格審査、候補者  
氏名の公示
- 3) 投票および開票の管理と当選の確認
- 4) 総会に選挙の結果を報告
- 5) その他選挙管理に必要な事項

## (委員の任期)

第 5 条 選挙管理委員の任期は 2 年とする。

## (立候補届および推薦届)

第 6 条 役員に立候補しようとする者、または推薦  
しようとする者は、別紙様式により選挙管理  
委員会に届け出る。ただし、推薦届の場合に  
は本人の同意を必要とする。

## (理事の定数)

第 7 条 本学会則第 5 条 3 号に基づく理事は 10 名  
以内とする。

## (選挙の方法)

第 8 条 選挙は立候補届のあった者について、無記  
名投票により行い、会長は単記、副会長、理  
事、監事については連記制とする。

## (当選人の決定)

第 9 条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者か  
ら高点順に決定する。ただし、会長について  
は投票総数の過半数を得なければならない。

2. 前項ただし書きによる得票数が過半数に達  
しないときは、次点者を加えた決戦投票を行  
い決定する。

## (無投票当選)

第 10 条 候補者が役員定数を超えないときは、無投  
票で当選者を定めることができる。ただし、  
この場合は会長のみ信任投票を行う。

## (選挙権および被選挙権)

第 11 条 選挙権は、会費を完納している次の者に限  
る。

- 1) 個人会員
- 2) 法人会員においては選挙前にあらかじめ  
届出のあった 3 名
2. 被選挙権は、会費を完納している個人会員  
に限る。

## (着任)

第 12 条 当選人は、総会での承認を得たのち、役員  
に着任する。

2. 選挙実施から総会までの期間については、  
前任役員が執務を行う。

## 附 則

1. この規定は理事会の決定を経なければならない。
2. この規定は平成 16 年 10 月 2 日より施行する。
3. この規定は平成 18 年 10 月 25 日より施行する。
4. この規定は平成 26 年 9 月 1 日より施行する。